

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく

光市障害者活躍推進計画

令和5年4月1日

光市長	市川 熙
光市議会議長	木村 信秀
光市選挙管理委員会	
光市代表監査委員	松本 利幸
光市農業委員会	
光市教育委員会	

1 計画策定の目的

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく光市障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2第1項に規定された障害者活躍推進計画作成指針の基本的視点を踏まえて策定した計画であり、障害者の一人ひとりが就業し、又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる雇用環境の構築を計画的かつ着実に推進することを目的としています。

2 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間を計画期間とします。

3 現状を踏まえた数値目標

【現状】

光市における障害者雇用率は、令和4年6月1日現在において2.87%であり、法定雇用率を上回っています。

【光市における障害者雇用に関する課題】

光市においては、上記のとおり、令和4年6月1日現在、法定雇用率を達成しています。しかしながら、算定の対象となる職員のうち、約半数が50歳以上であり、近年中に定年退職等を迎える見込みです。

目標

① 採用に関する目標

【目標】 実雇用率を令和6年6月1日時点 2. 8%以上、
令和8年7月1日時点 3. 0%以上
とします。

※目標値は、採用活動を一体として行っている光市、光市議会、光市選挙管理委員会、光市監査委員、光市農業委員会、光市教育委員会の合算値によるものです。

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理します。

② 定着に関する目標

(1) 光市、光市教育委員会（障害者が在籍している機関）

【目 標】 不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、在籍する障害者の定着状況を把握・管理します。

(2) 光市選挙管理委員会、光市監査委員、光市農業委員会（障害者が在籍していない機関）

【目 標】 なし（計画策定時において障害者が在籍していないため）

※今後、障害者である職員が在籍した際には定着状況データを把握します。

4 目標を達成するための取組及び実施時期

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者としてそれぞれ次の者を選任します。

光市	総務課長
光市議会	事務局次長
光市選挙管理委員会	事務局長
光市監査委員	事務局長
光市農業委員会	事務局長
光市教育委員会	教育総務課長

【光市における取組】

○障害者職業生活相談員を選任し、障害者である職員の相談窓口を総務課人事係内に設定し、庁内掲示板等により周知します。

○障害者生活相談員については、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員の資格認定講習を受講させます。

【光市教育委員会における取組】

○障害者である職員の相談窓口を教育総務課管理係内に設置し、庁内掲示板等により周知します。

○また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合（障害者である職員が5名以上在籍）には、3か月以内に同相談員を選任するとともに、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員の資格認定講習を受講させます。

【光市議会、光市選挙管理委員会、光市監査委員、光市農業委員会における取組】

○障害者が在籍していない機関においては、障害者を採用した場合、障害者である職員の相談窓口を人事管理担当係内に設置し、庁内掲示板等により周知します。また、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、障害者生活相談員については、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員の資格認定講習を受講させます。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

【全機関における取組】

○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、勤務整理表やアンケート等を利用した職務の選定及び創出について検討を行います。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

【全機関における取組】

ア 職務環境

○新規に採用した障害者については、定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

イ 募集・採用

○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・特定の障害者を排除し、又は特定の障害に限定すること。
- ・「自力で通勤できること」という条件を設定すること。
- ・「介助者なしで業務遂行が可能」という条件を設定すること。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」

という条件を設定すること。

- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを行うこと。

(4) その他

【全機関における取組】

○担当部署と連携し、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達を推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。